（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十一条　法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

第三十二条　法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第四十一条第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二・三　［略］

（電磁的方法）

第三十三条　法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一～三　［略］

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十四条　法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　［略］

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第三十五条　法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二・三　［略］

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

第三十六条　法第四十三条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　［略］

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第三十七条　法第四十三条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第四十三条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第三十八条　前条第一項の規定は、法第四十四条の規定による公表について準用する。

2　前条第二項の規定は、法第四十四条の規定による明示について準用する。

（軽微な変更）

第三十九条　法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

（個人情報保護指針の届出）

第四十条　法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第十八条の七　法第三十五条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［同上］

（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

第十八条の八　法第三十五条の二第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の二第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二・三　［同上］

（電磁的方法）

第十八条の九　法第三十五条の二第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一～三　［同上］

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第十九条　法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　［同上］

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第二十条　法第三十六条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第三十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二・三　［同上］

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

第二十一条　法第三十六条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　［同上］

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第二十二条　法第三十六条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第三十六条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第二十三条　前条第一項の規定は、法第三十七条の規定による公表について準用する。

2　前条第二項の規定は、法第三十七条の規定による明示について準用する。

（軽微な変更）

第二十三条の二　法第四十九条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

（個人情報保護指針の届出）

第二十四条　法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。